

議第 39 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 2 日提出

橿原市長 森下 豊

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例

(橿原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第 1 条 橿原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成 23 年橿原
市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

題名中「一般職非常勤職員等の任用」を「会計年度任用職員の任用、給与」に改める。
目次を削る。

第 1 章の章名を削る。

第 1 条第 1 項中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項、第 204 条
第 3 項」に、「橿原市の一般職非常勤職員、臨時職員及び特別職非常勤職員（以下
「一般職非常勤職員等」という。）の任用、報酬及び費用弁償の額等並びに」を「地
公法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（技能職員及び地方公営企業に
勤務する者を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の任用、給与、」に改め、
同条第 2 項中「一般職非常勤職員等」を「会計年度任用職員」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同条各
号を次のように改める。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 地公法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職
員として採用された会計年度任用職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 地公法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員
として採用された会計年度任用職員をいう。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

任命権者は、職務内容、期間及び職場の実態等を考慮し、業務遂行上必要がある
と認められるときは、競争試験又は選考による能力の実証を経て会計年度任用職員

を任用することができる。

第3条第2項中「一般職非常勤職員等」を「会計年度任用職員」に、「任用期間」を「任期」に、「報酬額」を「給料又は報酬の額」に改める。

第4条中「一般職非常勤職員等」を「会計年度任用職員」に改める。

第27条を第29条とする。

第24条から第26条までを削る。

第23条中「一般職非常勤職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第28条とする。

第22条を削る。

第21条第1項中「一般職非常勤職員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第27条とする。

第20条第1項中「一般職非常勤職員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第26条とする。

第19条中「一般職非常勤職員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第25条とする。

第18条第1項中「一般職非常勤職員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、「樫原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の次に「（平成7年樫原市条例第3号）」を加え、同条第3項中「一般職非常勤職員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第24条とする。

第3章及び第4章を削り、第5章の章名を削る。

第10条から第13条までを削る。

第9条第1項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「一般職非常勤職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第3項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第23条とする。

第8条の見出しを「（支給方法）」に改め、同条第1項を次のように改める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、勤務した月の翌月の規則で定める日に、勤務した月の給与及び費用弁償の全額を支給する。

第8条第2項中「一般職非常勤職員の報酬」を「会計年度任用職員の給与」に、「一般職非常勤職員から」を「会計年度任用職員から」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の期末手当については別に規則で定める日に支払うものとする。

第8条を第22条とする。

第7条第1項中「一般職非常勤職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改め、「応じ、」の次に「第8条の規定の例により」を加え、同項後段を削り、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「一般職非常勤職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第21条とする。

第6条第1項を次のように改める。

パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる支給の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 月額 330,000円以下で任命権者が規則で定める額
- (2) 日額 20,000円以下で任命権者が規則で定める額
- (3) 時間額 5,000円以下で任命権者が規則で定める額

第6条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「報酬を月額で定める一般職非常勤職員」を「パートタイム会計年度任用職員で報酬を月額で定めるもの」に、「第9条」を「第23条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に規則で定める者は、この限りでない。

第6条第4項を同条第2項とし、同条を第16条とし、同条の次に次の4条を加える。

(報酬の減額)

第17条 パートタイム会計年度任用職員（日額又は月額により報酬を支給する者に限る。）が正規の勤務時間中に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給の休暇に限る。）による場合又は特に勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(割増報酬)

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員又は週休日に勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対し、1日の勤務時間が7時間45分を超えたとき、又は1週間の勤務時間の合計が38時間45分を超えたときには、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤

務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で常勤職員の例に準じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を割増報酬として支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が7時間45分に達するまで、かつその勤務をした週における勤務時間の合計が38時間45分に達するまでの間の勤務に対する報酬額は、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の100とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ勤務した時間が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を割増報酬として支給する。

4 前3項の規定により、勤務時間1時間につき支給する割増報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げて計算するものとする。

5 前各項に掲げるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の割増報酬については、規則で定める。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第19条 月額で支給されるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、当該職員の報酬の月額に12を乗じ、その額を1年間の日数から週休日及び休日等の現日数を差し引いた日数に1日の勤務時間数を乗じたもので除した額とする。

2 日額で支給されるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、当該職員の報酬の日額を、1日に勤務する時間数で除して得た額とする。

3 前2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を

生じたときはこれを1円に切り上げて計算するものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 給与条例第15条から第15条の3まで(第15条第1項後段及び同条第5項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第1項中「100分の130」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあつては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡上必要があると認められる者として規則で定めるものに対する期末手当については、支給しない。

3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条を削る。

第2章の章名を削る。

第4条の次に次の11条を加える。

(フルタイム会計年度職員の給与)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給与として、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の給与)

第6条 パートタイム会計年度任用職員の給与として、報酬及び期末手当を支給する。

(給料)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給料は月額とし、その額は月額250,000円以下で任命権者が規則で定める。

(通勤手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員に対して、次項から第4項までに定めるところにより通勤手当を算定し支給する。

2 通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用するフルタイム会計年度任用職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困

難であるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（フルタイム会計年度任用職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

3 通勤のため自動車その他規則で定める交通用具（以下「自動車等」という。）を利用するフルタイム会計年度任用職員に対し、勤務1日につき、別表に定める通勤距離の区分に応じて支給する。ただし、同表に規定する月額上限を超えるときは、月額上限の額を支給する。

4 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするフルタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法並びに前項の規定により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第9条 フルタイム会計年度任用職員があらかじめ定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給の休暇に限る。）による場合又は特に勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第10条 給与条例第10条第1項、第2項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「あらかじめ定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを

命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「勤務1時間につき、第13条に規定する」とあるのは「勤務1時間につき、」と、同条第2項中「勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について」と、「勤務1時間につき、第13条に規定する」とあるのは「勤務1時間につき、」と、同条第4項中「勤務1時間につき、第13条に規定する」とあるのは「勤務1時間につき、」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第11条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「あらかじめ定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「勤務1時間につき、第13条に規定する」とあるのは「勤務1時間につき、」と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当)

第12条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「勤務1時間につき、第13条に規定する」とあるのは「勤務1時間につき、」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 第9条、第10条の規定により準用する給与条例第10条、第11条の規定により準用する給与条例第11条及び前条の規定により準用する給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に当たっては、給与条例第13条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算)

第14条 前条の規定により準用する給与条例の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段及び同条第

5項を除く。)の規定は、フルタイムの会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の130」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡上必要があると認められる者として規則で定めるものに対する期末手当については、支給しない。

3 前2項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「第7条、第16条関係」を「第8条関係」に改め、同表を別表とする。

別表第4を削る。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年樫原市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(樫原市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 樫原市職員の分限に関する条例(昭和31年樫原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(休職の効果)」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する第1項の規定においては、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条第1項ただし書中「ただし、」の次に「会計年度任用職員その他の任期の定めのある職員の病気休職又は」を加える。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和31年樫原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては報酬(給料に相当する部分に限る。))」を加える。

(公益的法人等への橿原市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への橿原市職員の派遣等に関する条例（平成20年橿原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第1項」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成8年橿原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第1項」を削る。

(橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 橿原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年橿原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条中「及び臨時に任用される職員」を削り、同条に次の1項を加える。

2 臨時的に任用する職員の勤務時間、休日及び休暇については、他の職員との権衡、その任用の特殊性等を考慮し、規則で定める。

(橿原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 橿原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年橿原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条（見出しを除く。）中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第19条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

(橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年橿原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「非常勤の特別職の職員」という。」を「地方公営企業に勤務する者を除く。以下「非常勤の特別職の職員」という。」に改める。

第5条の2第1項中「橿原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成23年橿原市条例第16号）第7条」を「橿原市会計年度任用職員の任用、給

与、勤務条件等に関する条例（平成23年樫原市条例第16号）第8条」に改め、同項ただし書中「（別表2及び3の部の職員を除く。）」を削り、同条第2項中「非常勤の一般職の職員」を「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）」に改める。

別表1の部中消費生活センター相談員の項及び外国語指導助手及び国際交流員の項を削り、同表2の部を削り、同表3の部費用弁償の欄を「Ⅱ」に改め、同部を2の部に改める。

（樫原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 樫原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年樫原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「及び臨時に任用される職員に支給する報酬又は賃金」を「に支給する報酬、給料又は手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 臨時的に任用する職員に支給する報酬、給料又は手当に関する事項については他の職員との権衡、その任用の特殊性等を考慮し、市長が規則で定める。

附則第23項（見出しを含む。）中「平成32年」を「令和2年」に改める。

（樫原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 樫原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年樫原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員に対する給与の種類及び基準）

第16条の2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である職員に対する給与の種類及び基準は、樫原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年樫原市条例第16号）の規定を準用する。

（樫原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第12条 樫原市の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和31年樫原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは第28条の6第1項」を「又は第28条の6第1項」に改め、「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された者又は樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年樫原市条例第20号）第4条の規定により採用された者」を

削り、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された者、檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年檀原市条例第20号）第4条の規定により採用された者又は地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第5条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第5条の3の表以外の部分中「第2号」を「第3号」に改める。

第5条の5中「第2号」を「第3号」に、「第5号」を「第6号」に改める。

第7条の次に次の見出し及び2条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（1）第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて

1 2月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて1 2月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して1 2月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算について準用する。

附則第7項中「平成34年」を「令和4年」に改め、附則に次の3項を加える。

- 8 令和2年4月1日以前における第2条第2項に規定する者又はその者に相当する職員以外の地方公務員等としての在職期間は、第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間又は第7条の2各号に規定する引き続いて勤務した期間に参入しない。

- 9 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者（同項ただし書に規定する者を除く。）の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項に規定する者とみなす。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

- 10 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「1 2月」とあるのは、「6月」とする。

（樫原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第13条 樫原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和31年樫原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員」に改める。

第3条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

(樫原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第14条 樫原市の上下水道事業職員等の給与の種類及び基準を定める条例（平成27年樫原市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(非常勤の職員に対する給与の種類及び基準)

第4条 非常勤の特別職の職員である上下水道事業職員に対する給与の種類及び基準は、樫原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年樫原市条例第9号）の規定を準用する。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である上下水道事業職員に対する給与の種類及び基準は、樫原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年樫原市条例第16号）の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定による改正後の樫原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職する者の退職手当について適用し、施行日前に退職した者の退職手当については、なお従前の例による。

理由 地方公務員法及び地方自治法の改正により新たな非常勤の職員として会計年度任用職員が設けられたため、その任用、勤務条件等に関し所要の規定整備を行うもの

議第40号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

橿原市長 森下 豊

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(橿原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第1条 橿原市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成23年橿原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第5号中「第3号」を「第2号」に改める。

(橿原市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 橿原市職員の分限に関する条例（昭和31年橿原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(橿原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年橿原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第16条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第19条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第15条第1項の規定」を「同項の規定」に改める。

(橿原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 橿原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年橿原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和31年檀原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年檀原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

（檀原市下水道条例の一部改正）

第7条 檀原市下水道条例（昭和63年檀原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第2号を次のように改める。

（2）心身の故障により法令又はこの条例に定める事項を適正に処理することができない者

第22条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

（檀原市消防団条例の一部改正）

第8条 檀原市消防団条例（昭和31年檀原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第9条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律の制定等により、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等につ
いて所要の改正を行うもの

議第41号

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

投票所の投票管理者	選挙又は投票1回につき 16,000	〃
-----------	-----------------------	---

」

を

「

投票所の投票管理者	選挙又は投票1回につき 16,000円を限度として、 従事した時間に応じて市長が 定める金額	〃
-----------	---	---

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 公職選挙法施行令の一部改正により、投票管理者の交替制が可能となり、これに対応するため投票管理者の報酬について所要の改正を行うもの

議第42号

檀原市立幼稚園保育料条例の一部改正について

檀原市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

檀原市立幼稚園保育料条例（昭和32年檀原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別に規則で定める。」を「零とする。」に改める。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理由 子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、幼稚園の利用料の無償化が行われ、これに対応するため所要の改正を行うもの

議第43号

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

橿原市教育施設再配置検討 審議会	教育施設の再配置に関する事項につ いての調査審議に関する事務	15人以内
橿原市教育支援委員会	就学先の決定その他の教育支援につ いての調査助言に関する事務	20人以内

」

を

「

橿原市教育施設再配置検討 審議会	教育施設の再配置に関する事項につ いての調査審議に関する事務	15人以内
橿原市保育所・幼稚園適正 配置検討委員会	保育所及び幼稚園の適正配置に関す る事項についての調査審議に関する 事務	15人以内
橿原市教育支援委員会	就学先の決定その他の教育支援につ いての調査助言に関する事務	20人以内

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（橿原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

檀原市教育施設再配置検討審議会の 委員	日額 10,000	〃
幼稚園医	年額 152,400	〃

」

を

「

檀原市教育施設再配置検討審議会の 委員	日額 10,000	〃
檀原市保育所・幼稚園適正配置検討 委員会の委員	日額 10,000	〃
幼稚園医	年額 152,400	〃

」

に改める。

理由 執行機関の附属機関として、檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会を設置するため、所要の改正を行うもの

議第44号

檀原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

檀原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年檀原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正により、償還金の支払猶予制度の明確化等が行われ、これに対応するため所要の改正を行うもの

議第45号

檀原市保育所における保育に関する条例の一部改正について

檀原市保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例

檀原市保育所における保育に関する条例（昭和62年檀原市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条」を「第1条の5」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理由 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により、所要の規定の整理を行うもの

議第46号

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年檀原市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第23号を第29号とし、第17号から第22号までを6号ずつ繰り下げ、同条第16号中「特定教育・保育又は特定地域型保育」を「特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第15号を第21号とし、第14号を第20号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。

第2条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な内容」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改め、「(法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。)」を削る。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「特定教育・保育の提供を」を「これを」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「該当する支給認定子ども」を「該当する教育・保育給付認定子ども」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「認められる支給認定子ども」を「認められる教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの規定に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

第6条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「事業者」を「事業」に改める。

第7条第2項中「限る。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同法附則第73条第1項」を「同法第73条第1項」に改める。

第8条中「支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子ども」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、「必要量」の次に「(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)」を加える。

第9条の見出し中「支給認定の申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改め、同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「当該申請」を「教育・保育給付

認定の申請」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第11条中「当該終了に係る支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「教育又は保育」を「教育・保育」に、「支給認定子どもに係る情報」を「教育・保育給付認定子どもに係る情報」に改める。

第13条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「利用者負担額（法第27条第3項第2号の規定に基づき市が定める額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）」を「利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。」を「掲げる額をいう。」に改め、同条第3項中「前2項の支払」を「前2項の規定により支払」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める

金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同
じ。） 77,101円

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、
負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校
の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子
どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞ
れ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当す
るものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そ
のうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長
者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条
第6項中「第3項及び第4項の金銭」を「第3項及び第4項の規定による金銭」に、
「支給認定保護者に金銭」を「教育・保育給付認定保護者に当該金銭」に、「支給認定
保護者に対して」を「当該教育・保育給付認定保護者に対して」に改める。

第14条第1項中「いい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以
下この項において同じ。）」を「いう。以下同じ。）」に、「支給認定保護者に対し、
当該支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定
保護者」に改め、同条第2項中「法定代理受領を受けない」を「前条第2項の法定代理
受領を行わない」に、「その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認
められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しな
ければならない。」を「教育・保育給付認定保護者に対し、その提供した特定教育・保

育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を交付しなければならない。」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「その改善」を「その提供する特定教育・保育の質の改善」に改める。

第17条中「支給認定子どもの心身の状況」を「教育・保育給付認定子どもの心身の状況」に、「支給認定子ども又は支給認定保護者に対し」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し」に改める。

第18条中「ときに支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該支給認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡その他の」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号を次のように改める。

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

第21条第1項及び第2項ただし書並びに第24条（見出しを含む。）中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第25条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「その他」の次に「当該教育・保育給付認定子どもの」を加える。

第26条の見出し中「関する」を「係る」に改め、同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の例」を削る。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該支給認定保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教

育・保育給付認定子どもの家族」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に、「窓口を設置する等の」を「窓口の設置その他の」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第33条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定子どもの家族等」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。」を「速やかに、その損害を賠償しなければならない。」に改める。

第35条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第36条第1項中「支給認定子どもに対し」を「教育・保育給付認定子どもに対し」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」とあるのは」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは」に、「支給認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数の総数」とする。」を「教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。」に改める。

第37条第1項中「次項において同じ」を「以下この条において同じ」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特別利用教育を含むものとして、この章」を「特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。」を「と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）とする。」に改める。

第38条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員」を「（事業所内保育事業を除く。）の利用定員」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「A型をいう。」の次に「第43条第3項第1号において同じ。」を、「B型をいう。」の次に「第43条第3項第1号において同じ。」を加え、「その利用定員の数を」を削り、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第39条第1項中「運営規程の概要、第43条に掲げる」を「事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第43条第1項に規定する」に、「名称並びに」を「名称、当該連携施設が行う」に、「並びに利用者負担」を「、第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第40条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「特定地域型保育の提供を」を「これを」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「認められる支給認定子ども」を「認められる満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

第40条第4項中「地域型保育の提供体制」を「地域型保育を提供する体制」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「場合は」の次に「、速やかに」を加え、「掲げる」を「規定する」に、「又は特定地域型保育事業者」を「又は特定地域型保育事業」に改め、「措置を速やかに」を「措置を」に改める。

第41条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「同法附則第73条」を「同法第73条」に改める。

第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「受けていた支給認定子ども」を「受けていた満3歳未満保育認定子ども」に、「利用する支給認定子ども」を「利用する満3歳未満保育認定子ども」に改め、「限る。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、「当該支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子どもについて」を「満3歳未満保育認定子どもについて」に、「教育又は保育」を「教育・保育」に、「支給認定子どもに係る」を「満3歳未満保育認定子どもに係る」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては」を「（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第43条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（2）前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第44条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第51条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「の規定に基づき市が定める額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した

費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を「に掲げる額」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「並びに支給認定保護者」を「並びに教育・保育給付認定保護者」に、「、支給認定保護者」を「、教育・保育給付認定保護者」に改める。

第47条中「(第51条において準用する第23条において「運営規程」という。)」を削り、同条第5号を次のように改める。

(5) 第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

第48条第1項及び第2項ただし書並びに第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第51条において準用する次項及び第19条において同じ。)」に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第51条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」

とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育の提供を」とあるのは「特定地域型保育の提供を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「家庭的保育事業等基準条例に定める基準」を「法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第40条第2項及び第41条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44

条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

第53条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「家庭的保育事業等基準条例に定める基準」を「法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、「支給認定子ども（）」を「教育・保育給付認定子ども（）」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2項中「以下」を「次項において」に、「（（法第27条第3項第2号の規定に基づき市が定める額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、

同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、」を「「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、」に改める。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。））」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理由 子ども・子育て支援法の改正等に伴い、特定教育・保育施設等の運営に関する基準について所要の改正を行うもの

議第47号

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年檀原
市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次
の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確
保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることがで
きる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設の
うち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適
当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確
保しなければならない。

（1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定に
よる助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を
目的とするものに限る。）

（2）法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であ
つて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を
行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「附則第3項にお
いて同じ。」を削る。

第39条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第47条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育所等との連携、連携施設に関する特例、食事の提供の経過措置及び連携施設に関する経過措置について、所要の改正を行うもの

議第48号

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

橿原市長 森下 豊

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年橿原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、都道府県知事のみでなく指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できるとされたため、所要の改正を行うもの

議第49号

檀原市印鑑条例の一部改正について

檀原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市印鑑条例の一部を改正する条例

檀原市印鑑条例（昭和52年檀原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第3号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第3号中「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を「（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）」に改め、同項第6号中「記録」を「記載」に改める。

第19条第3号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

理由 住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票への旧氏の記載が可能となり、
印鑑登録原票においても旧氏の登録を可能とするため、所要の改正を行うもの

議第50号

檀原市上水道給水条例の一部改正について

檀原市上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市上水道給水条例の一部を改正する条例

檀原市上水道給水条例（昭和36年檀原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第30条第1号中「指定」の次に「又は法第25条の3の2第1項の更新」を加える。

第36条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理由 水道法等の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新等について、
所要の改正を行うもの